

(別紙10-3)(県様式)

○特定事業所加算(Ⅰ・Ⅱ)計算様式

・訪問介護(訪問介護員等要件)

	A 介護職員の総数(常勤換算)人 a/b			B Aのうち介護福祉士の総数(常勤換算)人 c/b			C Aのうち介護福祉士、実務者研修終了者及び介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者の総数(常勤換算)人 d/b		
		a 介護職員の総数(勤務延時間数)	b 常勤の従業者が勤務すべき時間数		c aのうち介護福祉士の総数(延勤務時間)	b 常勤の従業者が勤務すべき時間数		d aのうち介護福祉士、実務者研修、基礎研修、1級課程者の総数(延勤務時間)	b 常勤の従業者が勤務すべき時間数
4月	7	1,041.50	147	3.9	583.00	147	4.4	647.50	147
5月	7.1	1,100.42	154	4.1	632.00	154	4.4	690.50	154
6月	7.3	1,086.58	147	4.2	625.50	147	4.6	685.50	147
7月	7	1,043.08	147	4.1	605.00	147	4.5	668.50	147
8月	7.2	1,123.08	154	4.2	656.00	154	4.7	735.75	154
9月	7.5	1,157.67	154	4.2	649.83	154	4.7	728.83	154
10月	7.3	1,086.33	147	4.2	623.50	147	4.7	695.00	147
11月	7.7	1,091.42	140	4.2	598.25	140	4.8	679.75	140
12月	8	1,123.83	140	4.3	606.17	140	4.8	676.42	140
1月	7.2	1,014.33	140	4.2	595.25	140	4.5	641.00	140
2月	7.4	1,044.50	140	4.1	579 1/2	140	4.6	647.25	140
合計 D	80.7	11912.75	1610	45.7	6754	1610	50.7	7496	1610
1月の平均	7.3	①		4.1	②		4.6	③	

介護福祉士の占める割合	②	4.1	÷	①	7.3	=	56.2%	≥ 30%
介護福祉士、実務者、基礎研修、1級課程の占める割合	③	4.6	÷	①	7.3	=	63.0%	≥ 50%

- ※bについて、32時間を下回る場合は32時間を基本とする。
- ※常勤換算後の人数を算出する際に端数が発生した場合は、小数点2位以下を切り捨てるものとする。
- ※介護福祉士等の資格については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。
- ※看護師・准看護師の資格を有する者は1級課程修了者に含めて差し支えない。
- ※生活援助従事者研修終了者は、0.5を乗じて算出するものとする。